平成２９年（再イ）第３６１号
横浜市旭区本宿町124番地３　グレイスコート二俣川壱番館201号
再生債務者　原田　公一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月６日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１２０号
京都市左京区上高野沢淵町15番地の23
再生債務者　山口　和孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月６日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再イ）第９４号
兵庫県尼崎市長洲東通１丁目12番１号
再生債務者　安立　正昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月５日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第２８２号
札幌市手稲区明日風２丁目２番８号
再生債務者　有賀　新一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２９７号
札幌市中央区北２条東１丁目３番地１　ＨｅＬｍ21―806号
再生債務者　浅野目俊之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１１４号
埼玉県所沢市大字山口2763番地の５
再生債務者　横山　昌文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月６日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１１５号
埼玉県所沢市大字山口2763番地の５
再生債務者　横山久美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月６日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第９３号
川崎市幸区南幸町２丁目43番地　フレスコ川崎　611
再生債務者　鈴木　　潤
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月６日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（再イ）第６４号
広島市南区宇品西３丁目４番13―206号
再生債務者　中林　裕樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月６日
広島地方裁判所民事第４部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成30年３月20日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑶㈠ハ）のうち、「平成30年４月19日まで」を「平成30年３月22日まで」に改める。
１．［２］⑶㈡を次のとおり改める。
㈡休憩施設等への一時退出に係る社会実験に関する割引
イ）割引をする自動車
ニ）に定める指定インターチェンジから流出し、西日本高速道路株式会社が指定する休憩施設等で無線通信を行い、指定インターチェンジ流出後１時間以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行するＥＴＣ2.0車
ロ）割引を適用した後の料金の額
本割引を適用した後の料金の額は、イ）に定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。
ハ）実施する期間
Ａ　ニ）Ａに定める指定インターチェンジについては、平成29年７月15日から西日本高速道路株式会社が別に定める日まで
Ｂ　ニ）Ｂに定める指定インターチェンジについては、平成30年３月23日から西日本高速道路株式会社が別に定める日まで
Ｃ　ニ）Ｃに定める指定インターチェンジについては、平成30年３月24日から西日本高速道路株式会社が別に定める日まで
ニ）指定インターチェンジ
Ａ　山陽自動車道吹田山口線の徳山西インターチェンジ
Ｂ　中国縦貫自動車道の千代田インターチェンジ、戸河内インターチェンジ及び六日市インターチェンジ並びに中国横断自動車道岡山米子線の江府インターチェンジ
Ｃ　中央自動車道西宮線の栗東インターチェンジ、近畿自動車道敦賀線の春日インターチェンジ及び小浜インターチェンジ、四国横断自動車道阿南四万十線の新宮インターチェンジ、九州縦貫自動車道鹿児島線のえびのインターチェンジ並びに九州横断自動車道長崎大分線の東そのぎインターチェンジ
ホ）割引相互間の適用関係
１．［２］⑵割引制度の各割引については、本割引を適用した後の料金の額に対して適用する。
別添３を次のとおり改める。
山陽自動車道吹田山口線（神戸ジャンクション・廿日市ジャンクション間、大竹ジャンクション・山口ジャンクション間）のうち、「沼田スマート」を「沼田ＰＡスマート」に改める。
九州横断自動車道長崎大分線（長崎・大分米良間）のうち、「小城ＰＡスマート」を「小城スマート」に改める。